

## 平成 24 年度総合セキュリティ対策会議

### 「官民が連携した違法・有害情報対策の更なる推進」部会（第 3 回）

平成 25 年 1 月 31 日

#### 発言要旨

#### 1. 開会

#### 2. インターネット・ホットラインセンターの民間費用負担の在り方について

##### 【事務局から、第 2 回会議までの検討状況及び論点について説明】

- ホットラインセンターの業務は、捜査機関への通報業務という側面もあるが、それだけにとどまらず、削除の要請あるいは有害情報一般に関していろいろなガイドラインを作って、世の中のコンセンサスをとっていくというような立ち位置にもあるので、そこはむしろ民間側がきちんとやっていくということで、より安心して多くの連絡をいただける可能性が広がってくると思っています。

ただ、実際にやろうとするといろいろな課題があるということも、同時に認識しています。一定の方向を出していただきつつ、具体的なその方法論ですとか、あるいは、しばらくの間は平行に走るとか、最終的に 2 つの、官側のホットラインセンターと民間側のホットラインセンターが並行して存在するのが、結果的にはいいかもしれないということもあります。その辺を見据えながら、業務の移行をどうしていくのかを含めて、具体的な検討に入っていくことが望ましいのではないかと考えています。

民間のホットラインセンターは、有害情報のところから着手して行って、現在のホットラインセンターとの関係をどうしていくのかということを考えながら、平行に走っていくというのが現実的かなと思っています。そういうことを走りながら、継続性を含めて社会の方々から、民間でやっても大丈夫というような安心感が得られれば、民間側の軸足をだんだん太くしていくというようなものが現実的な形と思っています。そういう姿での始め方も含めて考えていただければと思っています。

- 「違法情報の警察への通報は警察業務に相当するため、民間で行うにはなじまないのではないか」という点については、通報者の選択肢の問題だと思います。匿名ではなく

通報したい人は警察に通報し、匿名で通報したいという人は、場合によってはIHCがカバーするということです。民間のIHCが有害情報のみでやるのか、違法情報も取り扱うのかというところはグレーゾーンかもしれないですが、一般の方からすると、それが違法なのか有害なのかの区別はそんなにつかないので、民間のIHCのほうは有害情報をメインに取り扱うけれども、違法情報が入ってきたら、それは警察に通報することにすればよく、「民間で行うにはなじまない」ということはないのではと思います。

○ 今後、入札のスペックのところで、民間の受託者側もある程度自分の負担で参加することを仕様書に書いて、国の予算措置は限られているという前提で全体の業務を発注することにすれば、今の問題は解決するような気がしますが、そういうことではなくて、業務委託という形式そのものも見直すということでしょうか。

○事務局：行政事業レビューそのものにおいては、業務委託について、これを問題視する考えは特に示されていません。それを受けたやり方としては、御発言のとおり競争入札の中で国から支給する経費を圧縮して、あとは受ける方で負担するというやり方もあります。ただ、それ以外いろいろな方法があり得ると思いますので、それについては特段、行政事業レビューそのものでは、何ら制約はされていません。

○ 業務委託という形式をとらないで、今委託でやっている業務と並行するような形で民間が、自主的に同様の業務をされることも考えられるのですね。

○事務局：もちろん考えられます。ただ、IHCが警察庁からの業務委託に基づいて、違法・有害情報の通報を受理し、それを警察に通報し、また、それに対して削除依頼をしているという実態がありますので、一般国民との関係で混乱を来さないような配慮は当然すべきだと考えています。しかし、もちろん民間の事業者が独自にやるというものを官として止める何らの権限もありません。ただ、やっていただくのであれば、現行のIHCとは整合性をとって、国民に不便を生じないような形で、お互いがより合理的な形になるように足並みをそろえてやった方がいいのではないかという問題意識を持っています。

○ 業務委託すること自体は、私はいいと思います。ただ、やっている中身が通報とかになると、これは正に警察業務になりますので、それを民間が肩代わりするのもちょっと違和感があり、その部分もきちんと整理する必要があると思います。

費用の問題については、本来であれば、そういうものをやろうという精神のもとに、みんながお金を集めて、そこに国も相当な程度のお金を入れて、民間もそこにに入れて、

そのファンドとして整理したお金を、ある特定の業務委託を受けるところがそれを行使するという関係をしっかりと説明してあげることが、一番必要なのではないのでしょうか。

- 現在のインターネット・ホットラインセンターは、官民の協力及び海外との協力も可能にする形でスタートした事業だったと思います。そして、諸外国が児童ポルノに集中したのに比較して、日本の場合は、もう少し広い形の違法・有害情報、それを取り扱うセンターとして、長くやってこられました。

その一方で、インターネットにかかわる闇の部分が大きな問題になり、通報は増すばかりであります。

そうした中で、民間において、企業の社会的責任を果たすとの声が上がったことを高く評価したいと思っています。

この官と民の2つの事業が、最終的にインターネットのユーザー、消費者、そして中でも子供たちのような弱者にとって、よりプラスとなる方向性にしていただきたいと願っています。現在のインターネット・ホットラインセンターは、有害情報に関して、非常に限られたものしか扱っていませんので、民間の方で、技術者もそろえたホットラインのようなものをパラレルの形でまずやってみようという御意見は大変ありがたいことだと思っています。

そして、ユーザー側の立場に立つ者としては、ダブルの効果がきちんと出るように、またはダブルでやっていただく中で、どちらが効率的なのか、どちらがより結果を出しているかによって、パラレルの形でやるのか、それともどちらかの縮小、拡大を決めていく。そういうことではないかと思っています。

- 進め方としては、内容が決まると箱が決まる面もありますし、箱が決まると内容を詰められる部分もあると思うので、どちらかある時点で決めて、決まったことに対してどちらかを合わせるというところのプロセスにならざるを得ないという印象があります。
- IHCがこのところ対処している数もかなり膨大になってきている中で通報の中身を見ると、違法情報の比率が低く、有害情報がかなりを占め、違法でも有害でもないという部分が、大半というのが現実であります。そのため、その費用負担をどうするのかについて、これから考えていかなければいけないと考えています。

IHCは、そもそもネット社会の安全・安心、国民にとってその安心を目指すということで動いてきているわけで、今のこのIHCの実態と費用というものを、やはり国民

の皆さんに御理解いただき、今後ともやはりこの仕組というのは国として負担すべきか、やはり民間としても検討すべきかという点を、声として聞くのがまずベースであると思っています。

そうした中で、いろいろと意見があるかと思いますが、今後とも国が負担して、IHCのような形で業務委託をするという話と、一部の負担を民間がするという話と、別の組織を民間が立ち上げるという話があります。実際にIHCが対応している先は、サイト管理者ですから、そうしたところが負担するという事は、現実的にあり得ない話とと思っていますので、費用負担という観点では非常にハードルは高いと思います。

したがって、そう簡単に結論が出る話ではないと思っていまして、今年度の報告書としては、今申し上げたような方向性で今後議論する必要があるというレベルにとどまるのかなというのが、私の印象です。

- 現行のインターネット・ホットラインセンターについては、警察庁からの受託のみで事業を実施している訳ではないということを念頭に置いていただきたいと思います。